

改 正 案	現 行
<p>第七十二条の六の二 法第五十条の二第三項の経済産業省令で定める事業用電気工作物は、出力三万キロワット未満の火力発電設備（内燃力を原動力とするものを除く。）に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第九条の表第九号の二の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の指示をした場合には、登録安全管理審査機関に対し、その旨を通知するものとする。 （準用）</p> <p>第九十四条の五の二 第七十三条の六の二の規定は、法第五十五条第四項の原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の電気工作物であつて経済産業省令で定めるものに準用する。</p> <p>この場合において、第七十三条の六の二第一項中「令第九条の表第九号の二」とあるのは、「令第九条の表第十二号の二」と読み替えるものとする。</p>	<p>（登録安全管理審査機関に行わせる審査の範囲）</p> <p>第一百五十五条 法第六十七条の規定により、経済産業大臣が登録安全管理審査機関に行わせることができる審査の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 使用前安全管理審査であつて、出力三万キロワット未満の火力発電設備（内燃力を原動力とするものを除く。）に属する電気工作物のみに係る使用前自主検査を行う組織に関するもの</p> <p>二 溶接安全管理審査</p> <p>三 定期安全管理審査であつて、出力三万キロワット未満の火力発電設備（内燃力を原動力とするものを除く。）に属するもの</p>

	<p>の電気工作物のみに係る定期事業者検査を行う組織に関するもの</p> <p>2 前項に規定する電気工作物の構造、材質、溶接の方法その他の関係により経済産業大臣（令第九条の表第九号の一、第十号又は第十二号の二の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が自ら使用前安全管理審査、溶接安全管理審査又は定期安全管理審査（以下この項において単に「安全管理審査」という。）を行う必要があると認めて、当該安全管理審査を受けようとする者に対し、あらかじめその旨を指示した場合は、当該指示に係る電気工作物に係る安全管理審査は、経済産業大臣が自ら行うものとする。</p> <p>3 経済産業大臣は、前項の指示をした場合には、登録安全管理審査機関に対し、その旨を通知するものとする。</p>
--	--